

答 申

諮問第19号

第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立人に対し、平成26年8月1日付け和相セ女第36号及び和相セ女第37号で行った保有個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 異議申立てに係る経緯

本件異議申立てに至る経過は、以下のとおりである。

1 開示請求

異議申立人は、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号。以下「条例」という。）第16条第1項に基づき、実施機関に対し、平成26年7月18日付けで「平成22年9月24日発行、異議申立人の配偶者宛『配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書』及び発行に関する諸書類の中にある私の情報」及び「平成21年2月20日～3月14日の県の女性保護施設及びなぐさホームへの入所関連書類のうち異議申立人の配偶者に関する書類及び関連書類の中にある私の情報。」と記載された保有個人情報の開示請求を行った。

2 本件処分

実施機関は、開示請求対象の存否を明らかにするだけで条例第18条2号（開示請求者以外の個人に関する情報）及び同条第6号（事務事業情報）に該当する非開示情報を開示することになるとして、同条第20条（保有個人情報の存否に関する情報）より存否を明らかにせず当該開示請求を拒否する本件処分を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成26年9月29日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書並びに審議会における説明及び意見の陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね以下のとおりである。

(1) 異議申立人にとって、配偶者の氏名や生年月日等は既知情報であり、配偶者がDV相談を行い女性保護施設に入所したことは弁護士を通じて知らされている情報である。このような情報の開示等はなされないのか。

(2) そもそも、異議申立人が配偶者にDVを働いた事実がないこと、異議申立人は配偶者の現住所を弁護士を通じて知らされ父子面会交流を行っており、加えて、そこに配偶者が来ていることより、本件開示請求対象を開示したからといって異議申立人が配偶者に対し探索行動や強引な接触を行うことはあり得ない状況にある。

(3) 異議申立人は弁護士を通じて配偶者がDV相談を行い女性保護施設に入所したことを知らされているため、配偶者が相談及び入所しているか否かについて存否応答拒否としている本件処分には理由がない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の保有個人情報非開示決定通知書及び理由説明書並びに審議会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね以下のとおりである。

1 本件処分について

本件開示請求対象の存否を明らかにすると、DV相談等がなされたか否かという事実が明らかになり、条例第18条第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）及び同条第6号（事務事業情報）に該当する非開示情報を開示することとなるため、条例第2

0 条（保有個人情報に関する情報）により、本件開示請求対象の存否を明らかにせず本件処分を行った。

条例第 18 条第 2 号（開示請求者以外の個人に関する情報）及び同条第 6 号（事務事業情報）に該当する非開示情報については次のとおり。

2 非開示情報について

(1) 本件開示請求対象には、DV相談者等の氏名、生年月日その他の記載項目があり、当該項目の記載内容は条例第 18 条第 2 号（開示請求者以外の個人に関する情報）の非開示情報に該当する。

(2) 本件開示請求対象を開示等することにより、DV相談者等の信頼を損ねること、加えて、DV被害を受けている者が相談自体を回避してしまうこと、及びDV相談者等の相手方が探索行動や接触等に至ることが想定され適切な支援が行えなくなることより、事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 18 条第 6 号（事務事業情報）の非開示情報に該当する。

また、DV相談業務等において、地方公務員法第 34 条第 1 項に基づく守秘義務を負うだけに留まらず、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「DV防止法」という。）第 23 条第 1 項で被害者の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならないと規定されている。

第 5 審議会の判断

当審議会は本件処分の当否につき審議した結果、次のとおり判断する。

1 非開示情報の該当性について

(1) 条例第 18 条第 2 号（開示請求者以外の個人に関する情報）について

条例第 18 条第 2 号において、開示請求者以外の情報であ

って、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）については非開示情報に該当するとしている。また、同号但し書きアにおいて、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報については当該非開示情報から除くとしている。

本件開示請求対象について、一般的にその内容には、DV相談者等の氏名、生年月日及びその他の記述があり、DV相談等が行われたことが分かる情報である。この情報は開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる個人情報であることに疑いはない。

ここで、同号但し書きアについて、配偶者がDV相談等を行ったことを異議申立人は知っていると主張するが、実施機関はDV防止法第23条第1項の規定より当該情報を外部へ伝えることはないものであることを踏まえ、DV相談等に係る情報については、一般的に、いわゆる慣行としてDV相談者以外の者が知ること等ができる情報ではないと判断する。

よって、本件開示請求対象は条例第18条第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）に該当し、同号但し書きアには該当せず、非開示情報であると認められる。

（2）条例第18条第6号（事務事業情報）について

条例第18条第6号の該当性を本件処分に関して判断するにあたっては、個別の主張にかかわらず事務全般の性質を考察したうえで判断する必要がある。そうした場合、本件開示請求対象を開示することにより、DV相談者等の信頼を損ねること、DV被害を受けている者が相談自体を回避してしまうこと、DV相談者等の相手方が探索行動や接触等に至ることが想定され、適切な支援が行えなくなることより、事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及

ぼすおそれがあるとする実施機関の主張に不合理な点はない。当該事務についてはDV防止法第23条第1項の規定にあるように、相談者情報は法的保護に値するものであって、その秘密の保持は当該事務の性質に照らし適正な職務遂行において必要不可欠であると認められる。

よって、本件開示請求対象は条例第18条第6号（事務事業情報）に該当し、非開示情報であると判断する。

また、DV相談業務等は、相談があった事実可依拠し遂行されるものであり、暴力があった事実を追求及び証明するといった性質のものではない。このことは、平成25年11月18日付け保保発1118第1号厚生労働省保険局保険課長通知からも確認できるところである。

2 本件処分の妥当性について

異議申立人は、弁護士を通じて配偶者がDV相談等を行ったことを知らされていると主張するが、前述のとおり、本件開示請求対象は条例第18条第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）及び同条第6号（事務事業情報）の非開示情報に該当すると認められる。よって、本件開示請求対象の存否を明らかにすることにより、DV相談等がなされたか否かという非開示情報を開示することとなるため、条例第20条（保有個人情報の存否に関する情報）により、本件開示請求対象の存否を明らかにせず本件処分を行ったとする実施機関の判断は妥当である。

3 結論

以上により、当審議会は、本件処分に関し「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年11月11日	○諮問（実施機関）

平成 27 年 1 月 15 日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成 27 年 2 月 26 日	○異議申立人から意見書を受理
平成 27 年 4 月 17 日	○審議
平成 27 年 5 月 12 日	○審議
平成 27 年 6 月 23 日	○実施機関からの説明及び意見聴取
平成 27 年 7 月 14 日	○異議申立人からの説明及び意見聴取
平成 27 年 8 月 20 日	○審議
平成 27 年 9 月 8 日	○審議